

農中総研 調査と情報

2026.1 (第112号)

■ レポート ■

● 農林水産業 ●

- 「最北の酒蔵」から考える酒造り、コメ作り 小畑秀樹 2
- 福井県高浜町の三位一体の鳥獣害対策について 矢作知生 4
- 抹茶需要の拡大と加工施設の整備動向 山本裕二 6
- 持続的な成長について近年の注目点
—産業として持続可能な農業の論点— 石田一喜 8
- 農地流動化にみる外国人取得の大きさ
—農業委員会データから— 早稲田大学 名誉教授 堀口健治 10

● 経済・金融 ●

- 伸び悩む実質賃金と2026年春闘の行方 古江晋也 12

■ 寄稿 ■

- 企業の農業参入の動向と地域性
東京農業大学 国際食料情報学部 助教 古田恒平 14

■ 最近の調査研究から ■

- 当社の刊行物に掲載された論文などを紹介するコーナー 16

■ あぜみち ■

- 森を守ることは私たちの未来を守ること
株式会社モリアゲ 代表取締役 長野麻子 18

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

「最北の酒蔵」から考える酒造り、コメ作り

常務取締役 小畑秀樹

1 「最北の酒蔵」

国稀酒造株式会社(代表取締役社長 林花織。以下「国稀酒造」)は北海道増毛町(第1図)に所在する日本「最北の酒蔵」。かつて北前船で栄えた呉服商が前身で、本州から移入する酒が高かったことから当地において醸造を始めたのが明治15年。以来、地元で愛され続け、今なお製品のほとんど(96%)が道内で消費されている。

原料米は多くは「山田錦」や「五百万石」を使用しているが、北海道では「吟風」「彗星」「きたしづく」が生産されており、それらも活用。

昭和34年を最後に新たな酒造免許は発行されていないが、それは市場を壊さないために国税庁が新規参入を制限しているためとされている。実際、日本酒消費量は基本的には減少傾向が続いている。

勢い、需要増の期待はインバウンド客や輸出に向く。林社長も「観光客にとって酒蔵が目的地となるように運動しなければいけない。稚内に向かう観光客がレンタカーで立ち寄ることはあるようだが、それだとドライバーは試飲ができない。できれば観光バスに駐

車場を埋めてもらいたい。」との由。

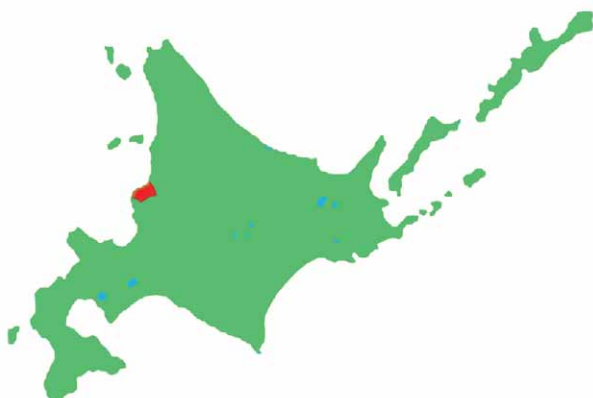
実際拝見したが、入り口付近の売店の品ぞろえも楽しく、資料室も国稀酒造の歴史を感じさせる見ごたえある展示となっているほか、その更に奥に試飲コーナーがある。まさに、日本酒を目でも口でも体験できる空間となっている。

輸出では、日本食輸出約1.5兆円(令和6年)のうち、日本酒は435億円を占める重点品目。取組みの歴史も長く、(焼酎等も含めて)「國酒」と改めて定義する官民挙げての後押しもある。ただ、それだけに、既に販路が踏み固められている地域では先行者と競合する部分もあり、国稀酒造ではアジアを狙う。バンダイナムコ社とコラボして自社製品を擬人化したキャラクターも動員するなど工夫をしている。

2 コメ騒動

コメ騒動の余波はここ最北の酒蔵にも及んでいる。地元の増毛産の酒米は調達できたが、その他産含め価格は高騰した。増毛町では酒米生産振興のために地域で協議会を作るなどの手を打っている。ただ、酒米だけは高騰前

第1図 増毛町の位置を指す地図



出典 増毛町役場ホームページ



写真 林社長(国稀酒造ホームページ提供)

の値段で、ということにはならない。

酒米の値上がりで経営全体では5,000万円のコストアップ。日本酒離れに拍車をかけないようにしたいと考えれば、転嫁は勇気のいる決断になる。が、いよいよ値上げが視野に入る。

お話を伺った林社長によると、「景気が良いと辛い酒が売れ、悪いと甘い酒が売れる」との由。今は、甘い酒の方が人気だそうで、お酒だけ見れば景気の足腰は弱いことになり、向かい風の中の値上げということになる。

3 業界全般的にみても…

業界全体としても、原料調達、製品需要ともに今はなかなかチャレンジングな環境にあるように見受けられる。

原料のコメに関しては、価格もさることながら酒造好適米の栽培農家の確保に苦労しそうである。背が高く倒伏しやすい酒米は手間賃分だけ主食用米に比べ価格が高いのが通例だが、コメ騒動で主食用米が高騰。それまでの酒米生産者も主食用米になびき、その反動で酒米の調達は以前より困難となることが想像される。加えて「掛け米」の問題がある。「掛け米」として使用するコメは酒造好適米とは限らず、つまり、主食用米でおなじみの品種が使われることがある。(なお、国稀酒造は掛け米の品種も合わせるそうなので、やや事情が異なる。)酒造好適米の量の確保で苦労するだけでなく、主食用米の価格上昇の影響を直接に受けるということになる。酒造メーカー側から見れば、日本酒の輸出振興を掲げるのであれば、原料を安く大量に生産される環境を整えてほしい、と思うところ、足元の農政はそれと同じ方向を向いているのかはっきりせず不安という声も聞かれる。自衛手段としては直営農場運営も選択肢として考えられるが、手間のかかる酒造好適米の作り手確保問

題は残る。

販売についても、酒類市場規模そのものが縮小傾向になる中、ビール、ワイン、ウイスキー、酎ハイなどとのし烈なカテゴリー間の競争があり、割高イメージの定着は販売に響く恐れもある。

それを受けての経営状況は、国税庁の統計によると、酒蔵の売上高営業利益率(注1)の全平均は8% (令和6年)。コロナ禍下の令和3年に1%と落ち込んでようやく回復してきたところ。令和7年の統計はこれからだが、上記からすると楽観を許さない。

農林水産省「米に関するマンスリーレポート(令和7年11月号)」によると、酒造好適米の「令和7年産の需要量は、昨年度の需要量調査においては、令和6年産に比べて+1%でしたが、今年度の需要量調査においては、令和6年産に比べて▲6%」の「82~84千トンであったことから、元々想定していた需要量を十分に確保できていない状況があるのではないか」としており、酒米の状況を見て酒蔵が生産計画を下方修正した可能性が示唆される。

温暖化の影響か、北海道で酒造を行う酒蔵が近年増加中で、国稀酒造は長らく大事にしてきた「最北」の称号を近く返上予定だそう。生き残りのためになにかやらないと、ということでクラフトビールも始める。これからは環境にしなやかに対応しながら、そして確かな酒造りを続けてくれるに違いないと感じさせるものが酒蔵にはあった。酒造りのお話を通じてコメ作りについて考えるきっかけをいただいた林社長の取組みを、今後も応援していきたい。

(本件の取材には北海道信用農業協同組合連合会さまにお世話になりました)

(注1) 国税庁「酒類製造業及び酒類卸売業の概況(令和2年~令和6年分)の「清酒製造業者の経営状況」の「営業利益」を「売上高(計)」で除したものの(筆者試算)。

(おばた ひでき)

福井県高浜町の三位一体の鳥獣害対策について

研究員 矢作知生

鳥獣害対策において、侵入防止柵の日々の維持管理は、その防除効果を最大限に発揮するうえで重要である。

しかし、近年は人手不足が深刻化し、生産者だけで対応するには限界が生じている地域もある。また、クマによる人的被害が増加していることから、鳥獣害の問題は農業に限らず、人的被害防止を含めた地域住民全体の課題として認識する必要がある。自治体、企業、住民がそれぞれの役割をもち、三位一体となって鳥獣害対策に取り組む福井県高浜町の例を紹介する。

1 高浜町の概要と鳥獣被害状況

高浜町は福井県最西端に位置し、人口は9,430人である(2025年10月末時点)。町の7割が山林で、北部の中心市街地を取り囲むように山々が分布している。

鳥獣被害は、シカによる水稻の食害が最も多く、他にもイノシシ、サル、中獣類等によるものが見られ、それらは有害鳥獣として捕獲対象となっている。2015年度の被害額は995万6千円であったが、三位一体の鳥獣害対策によって2020年度にはサルによる被害は0件になった。2024年度には取組み開始前のおよそ1/4にあたる218万8千円にまで被害額が減少した。

2 三位一体の鳥獣害対策

三位一体の鳥獣害対策は、自治体、企業、住民が連携して鳥獣害対策を行う取り組みである。

取組み実施前は、高浜町独自の施策や補助金支給を行っていたが、それらの効果検証が困難であることが課題であった。町は2015年

度に町内の現状把握を目的に調査業務を2社に委託した。調査の結果、町内に設置された侵入防止柵のうち93%に設置不良が見つかり、防除効果が低い状態にあることが分かった。また、2017年度には集落内の放置果樹の本数を集計したところ、町内全域で563本あることが判明した。落下した果実を放置すると、それを求めて集落に鳥獣を呼び寄せてしまう。放置果樹によって無意識の餌付けが行われている状態であった。

調査結果を踏まえて委託業者2社を中心に対策に取り組んだ。委託先のひとつである株式会社BO-GAは生態調査や、町への施策立案の支援、サルにつけた発信機の情報をもとにサル群れが集落に近づいた際の住民への情報発信等を行う企業である。

もうひとつの委託先である合同会社エムアンドエヌは高浜町の若手企業育成補助金を受けて設立された企業で、サルの追払いや、侵入防止柵の点検・設置支援、放置果樹の伐採などの現地支援を行う組織である。自治体と住民をつなぐ組織は全国的にも珍しく、本事例の要となる組織である。

町の鳥獣害対策は捕獲、追払い、生息地管理を3本柱として取り組んでいる。捕獲に関しては実施隊を設けて個体数の管理を行っている。隊員は30人(町職員2人を含む)で、猟友会のメンバーにほぼ一致する。捕獲班と防御班に分かれており捕獲班は箱罠の設置と止め刺しを行い、防御班は侵入防止柵の設置を行っている。

住民は鳥獣被害の報告と、サルの追払い、侵入防止柵の設置・点検、捕獲補助を行う。追払いに必要な花火や爆竹などの資材は、町

から各地域の農家組合長を経由し、地域住民に配布されている。侵入防止柵の設置などは委託業者が支援するものの、基本的には設置や日頃の点検は住民自身が行っている。住民が自ら課題意識をもって鳥獣害対策に関わる体制づくりが構築されている(第1図)。

3 持続的な取組みを行うポイント

高浜町の三位一体の鳥獣害対策が有効に機能しているポイントは4つ挙げられる。

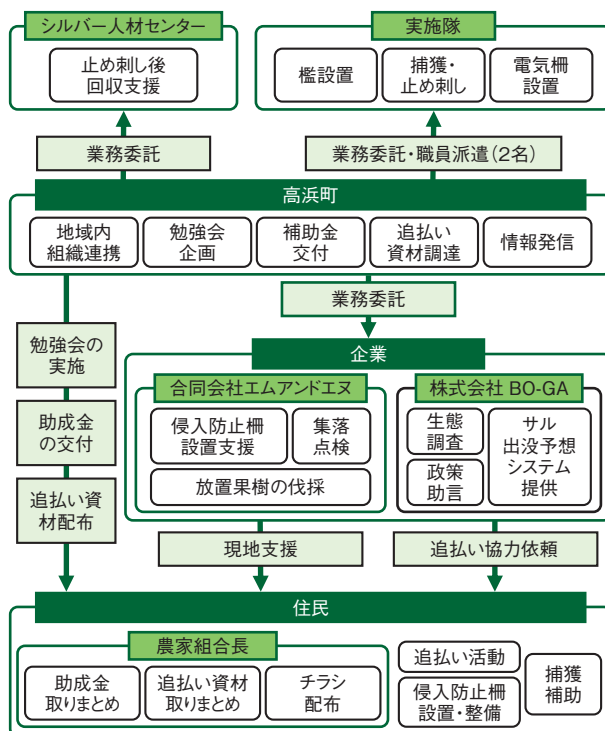
1つ目は委託契約による指示系統の明確化である。前述の箱罾や侵入防止柵の設置を行う実施隊は非常勤公務員である。そのため、猟友会とは異なり、町が捕獲をお願いするのではなく捕獲指示を行うことができるので、鳥獣害対策を円滑に進めやすい。

2つ目は役割分担にある。近年、鳥獣被害が多発することで、自治体の農林水産業担当者の現地対応件数が増え、業務を圧迫している。高浜町の場合、現場作業を合同会社エムアンドエヌに委託することで、職員は事務作業に専念できる。他にも、町が委託したシルバー人材センターの駐在する担当者は、実施隊が止め刺しした鳥獣の回収を行っている。実施隊の負担軽減に加えて地域の雇用創出にもつながっている。

3つ目は経済的なサポートである。町は実施隊に対して檻管理費、止め刺し費、出務費の活動内容によって異なる3種類の報奨金を交付している。また、追払いに必要な資材や侵入防止柵、電気柵の通電確認用のテスターなどにも補助金を交付している。農作物被害防止のためのワイヤーメッシュ柵や電気柵の購入については町の補助金と農協の助成金の併用が可能で、JA福井県は町の補助金を引いた自己負担額の1割を助成している。

4つ目は情報の活用にある。株式会社BO-GAは集落内の調査によって町の鳥獣害対策の状

第1図 高浜町の鳥獣害対策の体制と役割



資料 筆者作成

況やサル群れの動向についての情報を取得しており、その情報は町と共有されている。情報をもとに専門的な助言が町の鳥獣害対策の適切な施策立案につながっている。また、町は鳥獣被害の状況と対策方法を勉強会や出前授業、広報誌、防災アプリによって周知することで、多くの住民の鳥獣害に対する問題意識の向上が図られ、対策実施に主体的に取り組む意欲を高めている。

住民の安全・安心の観点から鳥獣害対策も地域の美化活動などのように、住民自らが地域のために積極的に取り組む必要があり、そのためには自治体や企業などからの協力・支援は不可欠である。また、自治体も住民の協力が必要であり、高浜町の事例は、住民を巻き込んだ効果的な鳥獣害対策の取組みといえる。

(やはぎ ともしき)

抹茶需要の拡大と加工施設の整備動向

研究員 山本裕二

国内外で抹茶の消費が拡大し、原料である碾茶(てんちゃ)の需要が増加している。農家の減少や高齢化で緑茶の生産が減少していることもあり、抹茶の需要拡大は他の茶の価格高騰にも波及した。国内では抹茶原料の加工施設の整備が進むが、中国も増産に意欲的であり日本産の需要が縮小する懸念がある。

1 抹茶需要の拡大

抹茶は飲食物での使用増加に伴い人気が高まってきた。1996年にハーゲンダッツが抹茶味を展開し、2006年にはスターバックスが抹茶ラテの販売を開始した。茶道以外の菓子やドリンクなど食品・飲料向けの需要が広がり、消費者による認知度も高まった。

現在も食品・飲料用途の消費が抹茶の需要をけん引している。特に国外では健康志向の高まりやSNS映えを背景に抹茶ラテの人気が旺盛だ。コーヒー豆価格の高騰で原材料費が上昇しているため、多くのカフェチェーンがメニュー多角化の一環として抹茶ラテを取り入れる傾向が強まっていることも人気をさら

に押し上げているとみられる。

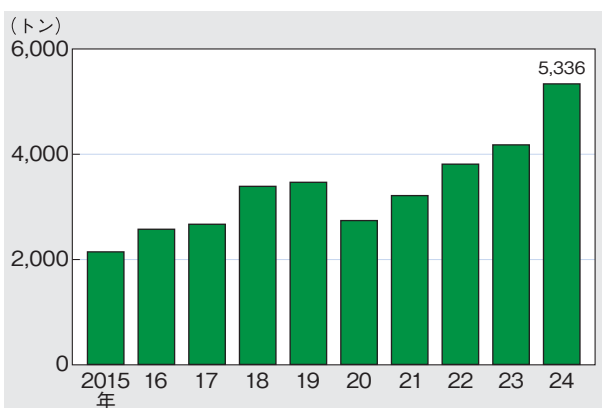
2 碾茶生産の増加と加工施設の整備動向

抹茶需要の拡大で原料の生産は増加している。日本茶業中央会によると抹茶は「碾茶(覆下栽培した茶葉を碾茶炉等でもまずに乾燥したもの)を茶臼等で微粉末状に製造したもの」と定義され、原料や工程、使用する設備が煎茶(茶葉を蒸してからもみ乾燥させて製造)とは異なる。全国茶生産団体連合会によると24年、碾茶の生産量は5,336トンと5年間で5割増加した(第1図)。特に生産の4割を占める鹿児島で増産が顕著である。

生産拡大に伴い主産地では碾茶を生産するための加工施設の整備が進む。強い農業づくり交付金などの支援事業の活用実績を主産地ごとに見ると茶の加工施設等に関する事業のうち、碾茶関連が近年は多い(第2図)。

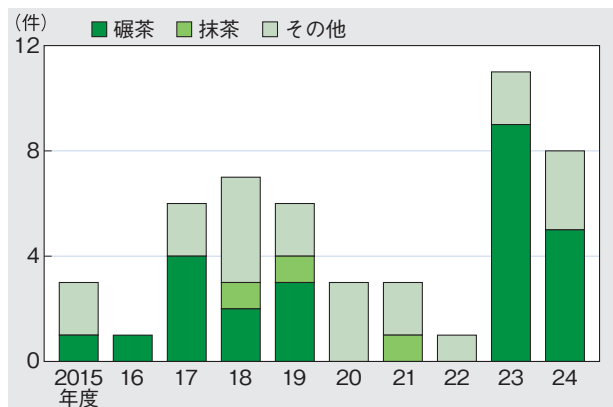
また、碾茶生産の急増は煎茶の供給減少を招いた。全国茶生産団体連合会の茶種別生産実績を見ると、24年は茶全体の生産量に占める碾茶の比率は7.3%と3年間で3.1ポイント上

第1図 碾茶生産量の推移



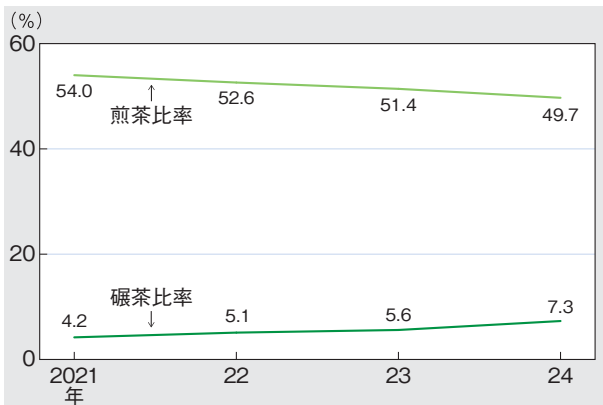
資料 全国茶生産団体連合会「茶種別生産実績」から農中総研作成

第2図 茶加工施設等の整備動向



資料 静岡県、鹿児島県、三重県、京都府、埼玉県における強い農業づくり交付金、産地パワーアップ事業、農畜産物輸出拡大施設整備事業の対象事業から農中総研作成

第3図 茶生産に占める碾茶と煎茶の比率



資料 全国茶生産団体連合会「茶種別生産実績」から農中総研作成

昇した。この間、生産量が最も多い煎茶の比率は減少しており、一部で煎茶から碾茶への転換も進んでいるとみられる(第3図)。

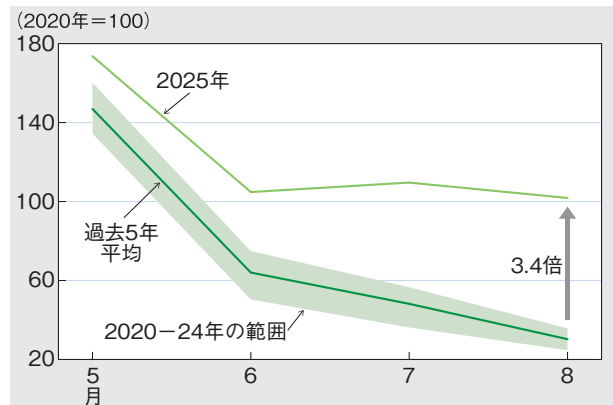
そもそも茶全体の生産量が減り供給余力が乏しいなかで、碾茶への転換が起きたため25年は煎茶用の収穫した茶葉の一次加工品である荒茶の価格が高騰した。農林水産省の「農業物価統計調査」によると、煎茶の荒茶価格指数は5月から8月の間、過去5年平均を大きく上回った。茶は一般的に収穫時期が早い一番茶が最も単価が高く茶期が進むにつれて安くなる傾向があるが、25年の価格指数は6月以降ほぼ横ばいで推移し、8月時点は101.8と過去5年平均に比べ3倍以上高い水準となった(第4図)。このように碾茶需要の拡大は他の茶の価格にも大きく影響している。

3 中国の増産による日本産シェア低下の懸念

海外でも需要の高まりから抹茶の生産が増えている。特に緑茶の最大産地である中国では貴州省で大規模抹茶工場が稼働しており輸出の拡大を急ぐ。25年の中国全体の抹茶生産量は5,000トンを超える見込みとの報道もあり、すでに日本の生産を追い越している可能性がある。

そのため今後、抹茶需要の拡大が続くとしても日本産の需要は伸び悩む懸念がある。量

第4図 煎茶荒茶価格指数の推移



資料 農林水産省「農業物価統計調査」から農中総研作成

産体制を整える中国に比べ日本の加工施設の規模は小さく価格競争力で劣る可能性が高い。中国産に押され日本産のシェアが縮小すれば抹茶販売が鈍化し、加工施設への投資が回収できなくなる可能性もある。

4 高付加価値の抹茶で訴求

日本産の抹茶は高級志向を明確に打ち出し品質面での差別化を進めることで、競争環境の中でも持続的な価値を確保できると考えられる。食品・飲料用の抹茶よりも比較的単価が高い茶道に使用できるような抹茶の生産に注力する。また、抹茶は碾茶段階でのブレンドが一般的だが、例えば特定の産地や農家からのみ生産される「シングルオリジン」で独自の味を訴求することで、高価格帯の商品としての価値が期待される。

これらの差別化を支えるためには、茶道文化や日本文化のプロモーションがより一層必要になると考えられる。茶業界だけにとどまらず、観光や輸出促進を担う関係団体も含めた一体となった取組みに期待したい。

(やまもと ゆうじ)

持続的な成長について近年の注目点

—産業として持続可能な農業の論点—

主事研究員 石田一喜

現在、農林中金総合研究所では、「産業として持続可能な農業」の検討チームを立ち上げ、特に人口減少、気候変動、農業による環境負荷の低減に着目した論点整理を進めている。本号から複数回に分けて、これまでの研究成果を紹介していくにあたって、持続可能な農業に関する着眼点と今後取り上げるテーマの分析視角を紹介したい。

1 持続的な発展の考慮事項は拡大傾向

近年の農業をめぐる情勢の急速な変化は、国の責務である食料の安定供給のほか、農業者の生産活動、国民の消費にまで幅広い影響を及ぼしている。2024年の食料・農業・農村基本法の改正も、1999年の制定時には想定していなかったレベルでの情勢変化が背景にある。

食料・農業・農村基本法は、農業が有する食料供給機能と多面的機能の重要性を鑑みて、担い手の確保と地域の特性に応じた望ましい農業構造の確立、生産性・付加価値の向上を通じて、農業の持続的な発展を図る方針を一貫して掲げている。

しかし、現行法第5条の「農業の持続的な発展」の内容をみると、「人口減少に伴う農業者の減少」と「気候の変動」を具体的に列挙しながら、近年の情勢変化を持続的な発展において考慮すべき事項とみなす追記のほか、「みどりの食料システム戦略」の内容を反映して、農業生産活動での環境負荷低減を欠かせないとする記載を加えるなど、農業の持続的な成長に、人口減少や気候変動、環境負荷低減実践の影響を考慮すべきという新たな方向性を示すようになってきている。

ここで留意しなければならない点は、人口減少、気候変動、環境負荷低減の実践は相互

に関係し、その総合的な影響が農業経営に及ぶという事実である。例えば、人口減少に由来する労働力不足は、温暖化対策や環境負荷低減の制約要因であると同時に、スマート農業など省力的な技術や農法への関心の起点にもなる。今後の連載でも、情勢変化の相互関係への配慮を不可欠な分析視角として設定する理由である。

2 人口減少による農地利用者の確保課題

ここからは今後、取り上げるテーマと主な分析視角を紹介したい。

人口減少にともなう労働力不足は、農地を適正に利用する人の確保の課題にも直結する。

市町村が策定する地域計画から、地域内での農業者では農地を引き受けきれない実態が明らかになるなかで、既存経営体の規模拡大、新規就農(個人)、新規参入(企業)が「地域外からの担い手」として期待を集め、その参入方法としての第三者承継やM&Aへの関心も高まることが見込まれる。

第三者承継、M&Aの推進には、新規就農者や参入企業などの継承希望者数の増加はもとより、継承希望者と移譲希望者のマッチング機会の拡大やスムーズな協議を実現する環境の整備がカギを握る。必ずしも一致するとは限らない移譲希望と継承希望のタイミングの調整、M&Aの譲渡額の参照となる企業価値評価手法の確立など、他の営農類型や農業以外の分野を参照した議論はこれから始まる局面といえる。

また、人口減少にともなう労働力不足では、外国人労働者の増加も注目点といえる。農業において、すでに多くの外国人が従事するなかで、外国人労働者への今後の依存度の見通

しについて、スマート農業や選果場等におけるデジタルツインなどの新たな技術の活用の影響も見据えた議論が必要であろう。

3 気候変動対策をめぐる論点

気候変動は温暖化のみならず、豪雨・豪雪の激甚化・頻発化、水不足を引き起こし、収量の減少や品質の低下を通じて農業経営に影響する。農業法人でも、温暖化を重大な経営リスクと認識し始めており(注1)、気候変動の「適応策」はリスク対応として、今後さらに注目されると考えられる。

宮田(2025)は、気候変動適応を支えるものとして、データ駆動型農業に着目し、主に作業適期を予測するシステムの事例の気候変動の適応策としての有用性を論じ、データを活用した将来予測への期待感を示している。今後は予測に要するコストを勘案しつつ、求める予測精度を検討のほか、予測結果から作業計画等を立案する農業者のデジタルリテラシーの向上や予測結果を営農に活かすことの可否や制約の有無の検証など、残された論点は多い。例えば、高温下では肥料の溶出が想定より早い、いわゆる「肥料切れ」による収量減少が生じるため、追肥が必要だが、高齢者を中心に、負荷が大きい高温下での追肥作業ができないケースも多い。技術的には追肥適期が予測できても、予測結果を生かしきれない可能性があり、結果を最大限生かす体制検討まで視野を広げる必要がある。

また、気候変動にともなう病虫害の発生リスクの拡大や品質低下は、新たな品種や技術・農法、資材への関心を高めている。すでに稲作や一部果樹では高温耐性品種の導入が進み、直近ではバイオスティミュラントが注目を集めている。

(注1)日本農業法人協会(2025)「2024年版 農業法人白書—2024年 全国農業法人実態調査より—」

石塚・河原林(2023)が、気候変動の緩和策の一つであるバイオ炭の持続的施用について言及したように、新品種・新資材の導入は、普及とあわせた持続的施用のあり方の検討が必須な論点となる。

4 BCP策定と新たな資材の利用・普及

豪雨・豪雪の激甚化や頻発化、水不足の発生は、発生が予測できても、完全な被害の回避が難しい。そのため、あらかじめ被災を想定し、できる限り被害を回避・軽減し、早期に復旧するための取組みを明文化するBCP(事業継続計画)の策定が重要である。野場(2023)は農業分野でのBCP策定の意義を論じており、気候変動の適応力の強化策と位置付けるべきであろう。

農業でのBCPの策定は、営農類型のほか、加工事業者や小売業者との契約取引関係の有無や従業員数など様々な特性によりポイントが異なる。それぞれの状況ごとのBCP策定の着目点をまとめていくと、平時の事業と被災時の対応でのウィークポイントが共通しやすい、実効性が高いBCPの策定のノウハウの蓄積は産業としても重要であり、指導員・普及員を含めて、営農指導としても着目すべきテーマといえる。

これまでみてきたとおり、持続的成長の各課題は当該課題のみをみて解決がはかれるものではない。今後、各課題の論点を詳細に紹介していくことにしたい。

<参考文献>

- ・石塚修敬・河原林孝由基(2023)「持続的なバイオ炭の農地施用に向けて—地域課題解決を起点に—」『農林金融』12月号
- ・宮田夏希(2025)「気候変動適応を支えるデータ駆動型農業—日本での普及に向けた展望—」『農林金融』10月号
- ・野場隆汰(2023)「農業分野における災害時の協力体制構築に関する提案」『農林金融』7月号

(いしだ かずき)

農地流動化にみる外国人取得の大きさ

—農業委員会データから—

早稲田大学名誉教授 堀口健治

1 外国人等の農地取得

農林水産省は、2024年の外国法人等による農地取得調査(所有)で、国内居住外国人の取得377者、面積95ha、同外国人が主要株主等である法人の取得32社、面積79ha、と25年9月明らかにした。他に外国法人や海外居住外国人が議決権を持つ日本法人等の取得3件、面積1.3haがある。合計175ha、日本で所有が移る農地面積は年7.4万ha(最近5年の平均)だから0.2%にすぎないとしている。

情報は、農地取得を許可対象とする農業委員会(以下、委員会)から、県を通じ農林水産省に集まる。貸借も委員会が許可しているが集計は示されていない。

外国法人等が議決権を持つ日本法人等の農地取得について、累計(17年～23年6社・68.2ha)も公表するのは、日本農業のあるべき姿や展開に必ずしも配慮する必要がない海外の法人等が、日本法人を通じ影響を及ぼすことが心配されるからであろう。そのため増加に注視しているとみられる。国内居住の外国人等の取得は、農地法下で日本の法や制度に従うので、外国人といえども日本人と同等という位置づけにあると考えられる。

2 農地法下での外国人の扱い方

農地法は国籍の区別はしていない。しかし外国人は在留資格が取得の際に影響する。申請者への取得の許可は、常時農作業の従事、農地の効率的利用、周辺の農地に支障がない等である。日本人の基準は外国人にも適用されるので、特に常時従事で在留資格の安定性が求められてきた。

①90年代以降、入管法改正で永住者、定住者等が増えた時期から実務基準として定着。

②00年代以降、委員会の処理基準で在留資格の安定性の確認が記され始めた。

③10年代には長期在留資格保持者が許可対象という扱いが確立した。

④23年9月農地法施行規則改正以降、申請書に国籍・在留資格等の記載欄が設けられた。

なお法人は「農地所有適格」が必要で、役員過半数が農業従事者、役員が外国人なら在留資格は安定した農業従事の資格が必要である。農地を選定し、農業法人を設立(株式会社等だが公開会社ではないもの)し、委員会に農地法3条の許可を申請する。法人の主な事業が農業、農業関係者が法人の議決権の過半、役員過半数が事業に常時従事、役員または重要な使用人のうち一人以上が農作業に年間60日以上従事等が必要である。

80年代から担い手不足で法人が議論され、93年改正で「有限会社・株式会社等の一部法人の農地取得」が条件付きで認められた(後の「農業生産法人、現在の農地所有適格法人」)。99年改正で、農業従事者が役員過半数、農業が主な事業の法人に農地所有が正式に認められた。16年改正で「農地所有適格法人」に変わり、農業法人への外部出資制限が緩和された。適格法人は所有も貸借も可能である。一般法人は解除条件付きだが貸借がすべて可能(所有は不可)になった。

なお外国法人や外国に住む外国人も、重要な使用人が日本国内で従事する計画を農業委員会が認めれば形式的には可能だが、役員は海外で日本の農業に従事しないから、委員会の許可を得るのは無理であろう。

3 外国人等の所有・借入比率が高い地域

全国からみて移動が少ないとしても、地域

第1表 A県B市における農地流動化の状況

	農地法第3条				農業経営基盤強化促進法		農地中間管理(機構法)	
	売買		賃借		賃借		賃借	
	筆数	面積㎡	筆数	面積㎡	筆数	面積㎡	筆数	面積㎡
現時点(R7.3.14)	524	543,955	1,071	1,962,394	3,959	5,362,140	1,487	1,852,742
令和6年度	162	182,209	28	28,967	390	489,852	102	104,558
令和5年度	169	162,617	67	61,337	868	1,201,349	332	414,620
令和4年度	122	140,523	46	46,194	884	1,122,504	68	91,736
令和3年度	71	58,607	38	44,641	673	1,006,609	211	324,741
令和2年度以前	2	3,144	892	1,781,255	1,144	1,541,826	774	917,087
上記のうち外国人								
現時点(R7.3.14)	51	53,975	0	0	91	113,114	12	12,368
令和6年度	8	10,344	0	0	28	23,483	12	12,368
令和5年度	11	12,902	0	0	40	53,568	0	0
令和4年度	9	9,013	0	0	6	6,751	0	0
令和3年度	21	18,572	0	0	17	29,342	0	0
令和2年度以前	2	3,144	0	0	0	0	0	0

資料 B市農業委員会資料

的には外国人等が取得する結構な量が所有および貸借市場で動いている。

関東のA県は農業生産が大で、B市は農業雇われの外国人数が多いところである。そのB市委員会のデータである。

(第1表)上段は外国人を含む流動量で売買は5年間増加傾向にある。貸借はバラバラだが、5年間の総量は売買の17倍もの多さである。これは全国的な傾向である。

下段はそのうちの外国人等だが、売買は地域全体の売買の1割にあたる。他方、貸借は売買の2倍あるものの、地域全体の貸借総量に占める外国人のそれは1%強である。なお売買で24年(令和6年)は1.0haの大きさを示す。

24年の外国人等が取得した農地面積は174haと本文の冒頭に述べたが、ひとつの市で1haという移動量は大きい。この周辺をみると、24年の売買移動量で、C市は全体75haのうち外国人5ha、D市は全体30haのうち外国人5haあるので、3市合わせると外国人の24年農地取得量は11haになる。限られた地域では外国人の農地取得が多くあるという印象である。

委員会としては、既存農家の離農なり縮小による農地の処分希望が増加しているが、日

本人の新規就農や規模拡大の動きが弱く、このままでは耕作放棄地が増加しかねない。そうした中での外国人の就農や規模拡大の申請はありがたい。新規申請の多くは、日本での生活がすでに長い中年の外国人が多く、外国人の就農で成功した事例を追って、自らも畑の園芸に取り組みたいとするものが特徴的である。成功事例は中国人が多く、そのこともあって中国人関係者の申請が多い。外国人経営者の規模拡大の申請も多い。在留資格では、永住者が最も多く、定住者、また日本人の配偶者といった身分系も多い。しかし経営・管理ビザは他産業と比べて少ない印象だが、理由は不明である。

なお、委員会や成功事例の聞き取りでは、出し手は農地の一括引き渡し、それも売却希望が多いので、外国人の農地流動化は買取がどうしても多くなるようである。多くの外国人経営者は、日本人の規模拡大経営と同じく借地希望が強いのだが、結果として買取が多くなっているようである。

(ほりぐち けんじ)

伸び悩む実質賃金と2026年春闘の行方

主任研究員 古江晋也

1 伸び悩む実質賃金

厚生労働省が発表した2025年10月の毎月勤労統計によると、現金給与総額(速報値、事業所規模5人以上)は前年比2.6%増と、46か月連続でプラスとなった。一方、実質賃金(速報値)は同0.7%減(消費者物価指数・総合で計算した方式では同0.4%減)と、10か月連続でマイナスとなった(第1図)。

消費関連指標では、日本百貨店協会が発表した25年10月の全国百貨店売上高は、前年同月比4.3%増と3か月連続でプラスとなった。国慶節休暇による訪日客数の増加などにより、免税売上(インバウンド)は同7.5%増と8か月ぶりにプラスに転じた。さらに秋冬物衣料品、化粧品や時計・宝飾等の売れ行きが好調であった。ただし、中国政府が高市首相の台湾有事をめぐる国会答弁に反発し、自国民に訪日自粛を呼びかけていることから今後のインバウンドは減少する可能性がある。

また25年10月の家計調査によると、2人以上世帯の消費支出(実質)は前年同月比3.0%減

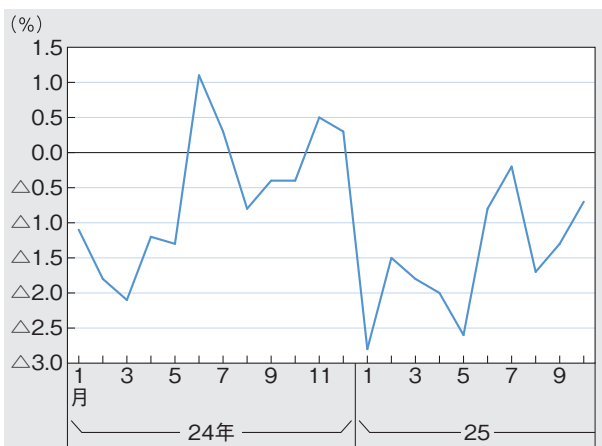
と、6か月ぶりにマイナスとなった(第2図)。食料(実質)は同1.1%減と、5か月連続でマイナスであった。特に10月から値上げとなった酒類(同10.8%減)や飲料(同6.5%減)の減少幅が大きくなった。

2 上昇率は鈍化するも高値が続く米

総務省が発表した25年10月の消費者物価指数(総合)は前年同月比で3.0%上昇した。食料は同6.4%の伸びとなった(第3図)。

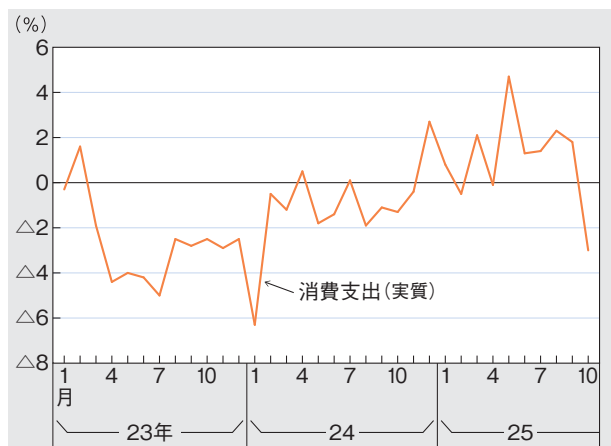
第4図は25年10月時点における消費者物価指数(全国、品目別価格指数)のうち、前年同月比で20%以上上昇した主な食料品目の推移を示している。米では、コシヒカリ(うるち米A)が同41.1%、コシヒカリ以外の米(うるち米B)が同39.6%上昇した。米の上昇率の鈍化が、食料全体の上昇率を押し下げる要因となった。ただ農林水産省が公表した「スーパーでの販売量・価格の推移」によると、25年11月24日の週の平均価格は5kgあたり4,335円と高止まりしている。11月21日に閣議決定された

第1図 実質賃金指数の推移



資料 厚生労働省「毎月勤労統計」前年同月比 25年10月は速報値

第2図 2人以上世帯の消費支出の実質増減率の推移



資料 総務省 家計調査 前年同月比

総合経済対策では、自治体が食料品高騰対策を実施できるように重点支援交付金を拡充した。そのなかで政府はおこめ券の配布を候補にあげたが、事務経費などの負担から、おこめ券の配布を見送る自治体が相次いでいると報じられた。

なお、日銀が発表した25年11月の企業物価指数(速報値)は、前年比で2.7%の上昇となった。

3 金融政策等の動き

米連邦公開市場委員会(FOMC)は12月10日、フェデラルファンド金利の誘導目標を0.25%引き下げ、3.5%~3.75%とすることを決定した。これで3会合連続の利下げとなった。今

回の決定に対しては、ミラン理事が0.5%の引下げを主張し、シカゴ連銀のグールズビー総裁とカンザスシティー連銀のシュミッド総裁が据え置きを主張して反対票を投じた。

一方、10月29~30日に開催された日銀金融政策決定会合では、政策金利の誘導目標を0.5%程度に据え置いた(据え置きは6会合連続)。記者会見で植田総裁は、利上げの判断について春闘の初動の勢いを注視すると述べた。さらに12月1日に名古屋市内で開催された講演で植田総裁は、米関税政策の影響が限定的であることや、賃上げのすそ野が広がっていることなどを踏まえ、12月の会合での追加利上げについては「適切に判断したい」と述べた。この発言を受け、市場は12月会合の利上げ観測が高まったとの見方が広がった。

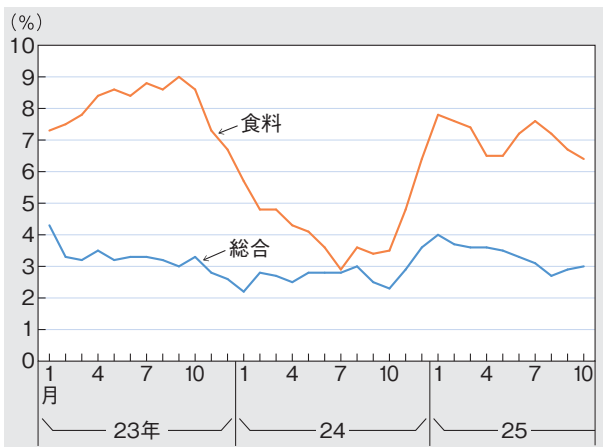
近年、株価の上昇などを背景に高額商品の消費が広がっている。しかし、物価の上昇に追い付かない実質賃金や、東京都区部で深刻化する住宅価格高騰・家賃上昇などにより、家計の負担感は増している。

こうした状況のなか、11月に発表された総合経済対策では、家計支援策としてガソリン暫定税率の廃止、電気・ガス代の支援、子ども1人2万円の手当などが盛り込まれた。また11月25日に首相官邸で開催された政労使会議で高市首相は、2026年春闘について2024年

や25年と遜色のない水準への協力を求めた。連合が11月28日に発表した「2026春闘生活闘争方針」では、ベースアップと定期昇給分を含めた全体の賃上げの目安を5%以上、中小企業は6%以上とすることとした。26年2月から本格化する春闘の行方に注目が集まる。

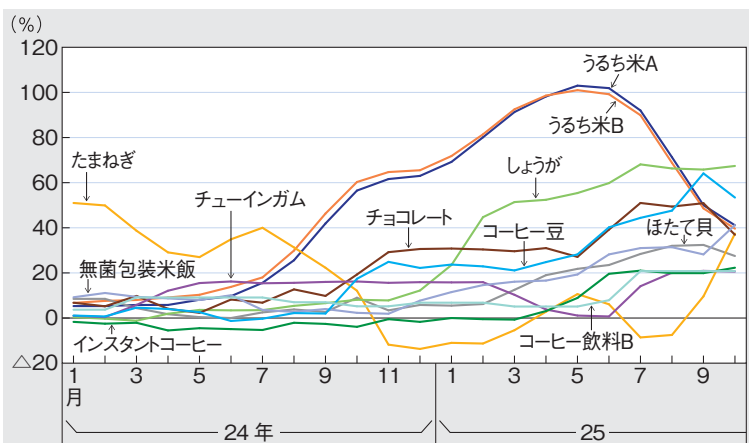
(ふるえ しんや)

第3図 消費者物価指数の推移(全国)



資料 総務省 前年同月比

第4図 消費者物価指数の推移(全国、品目別価格指数)



資料 総務省 消費者物価指数 前年同月比

企業の農業参入の動向と地域性

東京農業大学国際食料情報学部 助教 古田恒平

改めて企業の農業参入が注目されようとしている。

農林水産省は令和8年度予算概算要求のなかで、「地域計画の実現に向けた支援」の柱として「受け手不在農地解消のための外部からの担い手の誘致」を置いた。また、その基礎作業として、令和7年度補正予算でも「地域外からの担い手参入促進緊急対策」を盛り込んでいる。いずれも、企業の農業参入の推進と関わるものである。

本稿では、地域性に着目して企業の農業参入の動向を解説し、「受け手不在農地」対策としての企業参入について若干の検討をしたい。

1 企業の農業参入とは

企業が農業を行う場合、制度的には、農地権利(所有権、賃借権)を取得するかどうかが大きく分かれる。

長らく農地法は、原則として耕作者以外の農地権利取得を制限していたため、企業が農地を買ったり借りたりすることはできなかった。しかし、2009年に抜本的な改正が行われ、農地賃借権取得の要件としては個人や法人を実質的に問わなくなった。「企業の農業参入」として政策的に推進されてきたのは、こうした農地権利取得を伴う企業参入のことである。一方で、農作業受託や畜産、植物工場などは農地権利を取得せずとも実施可能であるため、上記の規制緩和がされる以前からこうした営農形態での企業参入はあった。本稿では、前者の農地権利取得を伴う「企業の農業

参入」(以下、企業参入)に対象を限定することをお断りしておく。

農地権利取得に関わる企業参入はさらに、農地所有適格法人(旧・農業生産法人)に出資する場合と、企業が直接農地を借りる場合に分かれる。

企業から出資を受けていると思われる株式会社形態の農地所有適格法人は、2017年531法人から2021年1,065法人と5年間で倍増している(農林水産省経営局・令和4年農地制度研究会資料「農地法制をめぐる現状と課題」)。一方、企業が直接農地を借りる場合は、農地所有適格法人以外の法人である「リース法人」としてカウントされている(リース法人には、NPOや市町村公社など、企業以外も含まれる)。そのリース法人の数も2009年農地法改正以降の15年間に平均280件/年ペースで増加しており、2024年時点で4,544件に達している(農林水産省経営局「リース法人の参入状況(令和6年1月1日現在)」)。これは、法人の農業経営体33,000法人(2025年農林業センサス)の約14%に相当する数である。

2 企業参入の地域性

以上のとおり企業参入は増加傾向にあるといえるが、その実態には地域性が伴っている。ここではリース法人に焦点を当てて、その特徴をみていこう。

まず、リース法人数が多い上位10都道府県を並べると、静岡、兵庫、埼玉、山梨、長野、愛知、福島、茨城、広島、岡山となる。長野

県と福島県を除くと、これら上位県は太平洋ベルト地帯に属していることがわかる。2009年農地法改正前の部分的な規制緩和の段階では、鳥根、新潟、青森、鳥取、鹿児島などむしろ大都市から離れた地域でリース法人が多かったのだが、近年は人口が集中する地域で企業参入が盛んになっている。人口減少の著しい地域ほど農業の担い手問題も深刻であることを想定すれば、企業参入の推進にあたっては留意すべき傾向だろう。

もう一つは、企業と参入地域の立地的な関係についてである。第1表には、詳細なデータが得られた埼玉県、鳥根県について、リース法人の所在地別に参入数を整理した。埼玉県では、県外からの参入が18%に及び、市町村内の法人は6割程度にとどまる。一方で、旧制度で参入が多かった鳥根県では、市町村内の法人だけで9割程を占める。

ここから二つのことが言えるだろう。一つは、埼玉県に代表される近年の参入トレンドを示す地域では、地域外からの参入が一定数を占めていることである。逆に、鳥根県に代表される大都市から離れる地域では、地域外からの参入はごく少数である。

もう一つは、しかしながら、両県とも市町村内の法人が農業を始めるケースが多数派ということである。現地法人を立ち上げれば市町村内の法人にカウントされるなど、割り引いて考えるべき要素はあるが、「企業参入＝地域外からの参入」ではないことは示唆的である。

3 「外部からの担い手」としての企業

企業参入というと、地域の外から、これまで直接は農業と関わりの無かった企業がやってくるようなイメージが一般的と思われる。この場合、地域外から、農業外の企業が参入す

第1表 所在地別のリース法人数

(件、カッコ内は%)

	埼玉県	鳥根県
総計	265(100)	59(100)
市町村内	152(57.4)	52(88.1)
他市町村	65(24.5)	3(5.1)
県外	48(18.1)	4(6.8)

資料 各県提供資料より作成(数値は2021年6月時点)。既に撤退した法人等も含む。

るため、二重の意味で外部からの参入である。

この二つの「外部」性にもとづいて、改めて「外部からの担い手」を類型化すると、①地域外×農業外、②地域外×農業内、③地域内×農業外という3パターンが想定できる。図式的に言えば、①は都市に本社を置く企業、②は複数地域に農場を展開する農業法人、③は地元企業といったかたちになる。

先にみた参入動向から示唆されたのは、①のような一般的なイメージどおりの企業参入も増えてはいるが、数でいうと③の地元企業タイプがむしろメジャーだということである。よって、「受け手不在農地」対策としての企業参入を進める場合、外部からの誘致とともに、地域内部での掘り起こし(地元企業に農業参入を促す)という二方面作戦が有効だろう。

地元企業の掘り起こしをする場合、農地の集約化とともに、販路の確保や技術支援などによって参入のハードルを下げるのが重要と考える。特に、その地域で何を栽培し、どのように売ればよいかという情報は、参入による収入見込みを立てるうえで不可欠である。都道府県や市町村、農業委員会などとの役割分担のなかで、JAのリーダーシップが期待されるところである。

(ふるた こうへい)

農林金融2025年12月号

フランスの個人向けマイクロクレジット

(重頭ユカリ)

フランスのマイクロクレジットは、貸付の前後に伴走支援を行うことと、国が設立した保証基金が貸付額の50%を保証することによって、失業者を含む生活困窮者への貸付を可能にしている。2021年には議会で調査団が組織化され、マイクロクレジットのさらなる発展のために実態調査のうえで提言がまとめられ、それに基づいて限度額や融資期間の引上げが行われた。

マイクロクレジットは金融の一部で返済が必要な融資であるというスタンスは、コロナ禍でも一貫していたようである。近年では、個人向けマイクロクレジットの主な借入目的である中古車の価格高騰により借入額が増加しており、失業者等の借入が困難になり、借り手がワーキングプア中心になってきている様子がうかがわれる。

米国酪農における環境負荷軽減の取組み

(小田志保)

米国では2000年代以降、個体乳量の増加で増産が続く。経営体数減少と規模拡大、また先進技術の導入を伴いながら、世界人口増による需要拡大を背景に2030年まで引き続き生産増加は見通される。

生産性の向上は、生乳生産量1kg当たり環境汚染物質削減と整合性をもつもので、経営と環境の両方の持続可能性を米国酪農は追い求めてきた。しかし増産が排出総量の増加につながり、乳業メーカーや酪農経営体によるGHG排出量測定やリジェネラティブ農業の実践等が酪農乳業全体でのさらなる環境負荷軽減のためにも重要になっている。

米国では、国による生産単位当たり汚染物質排出量等の計測といった産業の基盤が効果的に機能しているようだ。大学・研究機関と酪農乳業業界の連携体制や、メーカー間での協調領域のあり方や国・研究機関の関わり方は日本の酪農乳業の産業育成と環境問題の両立を考えるうえで示唆に富む。

(情勢)

ドイツの「地域価値イニシアティブ」運動

(河原林孝由基・村田 武)

有機農業の成長が著しいドイツにおいて、近年、台頭している「地域価値イニシアティブ」の取組みを中心に紹介するもの。「地域価値イニシアティブ」とは、市民出資の株式会社が、地域の有機農業経営だけでなく中小食品加工・流通業者、レストランまで、地域内の食料サプライチェーンに対して一体的に投資することで、地域内での経済循環を高め、もって「地域の価値」を高めようという市民運動である。「地域価値パフォーマンス会計」という手法によって「正の外部性」(外部経済)を会計勘定(資産計上や利益計上)で示して「見える化」する。本来の農民農業の持つ目的・特性・機能(生態系や社会の持続可能性に貢献)を地域に援用し、「小さな経済」を構築することで、持続可能な農業・地域・暮らしを再構築しようとするものである。

発刊のお知らせ



2024年12月18日発行 A5判192頁 定価1,800円(税別)
(一社)家の光協会

食料・農業・農村基本法が改正され、食料安全保障は基本法の第一の基本理念となりました。しかし依然として将来にわたる食料輸入の不確実性は拭えず、国内の農業生産基盤も脆弱化する中で、食料安全保障の確保は国民全体に関わる重要な課題です。

本書では、国内外の食料安全保障について総体的に解説しています。食料安全保障とは何か、なぜ世界と日本で問題になっているのか、世界と日本の事情の違い、といった点を解説し、日本については過去の経験を踏まえたうえで現状と課題、取り組みについて基礎的情報を提供します。

農林金融2026年 1月号

2026年の国内経済金融の展望

—トランプ関税と「責任ある積極財政」の行方—
(南 武志)

2025年の世界経済はトランプ関税に振り回された。現時点では、一部を除き、トランプ関税の影響は限定的だが、予断を許さぬ状況である。国内では家計の所得環境は改善し、サービス消費に明るさがみえるが、食料高騰によって非耐久財が減少するなど、消費の本格回復には至っていない。

26年の国内経済を展望すると、世界経済が低成長状態から抜け出せず、外需には期待できないが、物価沈静化が進むほか、26年春闘もしっかりとした賃上げが期待できることもあり、消費の回復が進み、景気全体を下支えするだろう。

日銀は経済・物価情勢の改善にあわせて利上げていく方針だが、26年度には物価上昇率は2%割れが想定されており、次の利上げまでは時間を必要とするだろう。

コメの備蓄運営の推移と
制度見直しに向けた論点

(小針美和)

食糧法施行後のコメの備蓄制度の推移と、令和の米騒動下の備蓄米放出の経緯を整理し、今後の備蓄運営のあり方の検討に向けた論点を示した。

当初措置された回転備蓄では、コメ過剰下でルールどおりの運営ができず在庫量と財政負担の増大が課題となった。棚上備蓄への移行後、備蓄運営コストは減少したが事前の数量調整等を加味した需給調整コストは依然高い。2025年には米価高騰等を背景に買戻し条件付き売渡しや随意契約による備蓄米の放出が実施されたが、ロジスティクスの未整備による精米・物流の遅延が課題となった。

今後の制度見直しでは、備蓄の目的の再整理、民間ストックと政府備蓄を組合せた新しい備蓄運営、機動的な備蓄米放出のロジスティクス整備、更新時の売却方法の柔軟化等の検討が必要である。

経済金融ウォッチ

2025年12月号

(国内)

前年を上回る21.3兆円規模の総合経済対策を策定

(海外)

- 1 9月時点では持ちこたえている労働市場 (米国)
- 2 減速基調が続く中国経済

2026年 1月号

(国内)

30年ぶりに政策金利を0.75%に上げた日本銀行

(海外)

- 1 26年も堅調な成長が見込まれる (米国)
- 2 「中央経済工作会議」 からみる2026年の中国経済

経済金融フォーカス (随時発信)

- 3回連続で利下げを決定した12月FOMC
- 2026年は25年を上回る積極財政が実施される見込み

経済見通し

2025年11月発信分

物価高・トランプ関税の影響で低成長が続く

2025年12月発信分

物価高やトランプ関税の影響で低成長状態続く

森を守ることは私たちの未来を守ること

株式会社モリアゲ 代表取締役 長野麻子

林野庁で芽生えた森への思いを抑えきれず早期退職し(株)モリアゲを創業して3年。「森を想う人を森林率と同じ7割にする」ことを目指して全国の森を巡っている。気候変動や生物多様性の損失が深刻化する今、私たちが目指すべき未来は「カーボンニュートラル」「サーキュラーエコノミー」「ネイチャーポジティブ」「ウェルビーイング」が統合的に実現される社会であり、森林はその基盤となる。先進国第3位の森林率、世界第8位の人工林面積を誇る日本の森は、温暖化防止、災害防止、水源涵養、生物多様性保全など年間70兆円超の価値のある自然資本。この価値を将来世代につなぐため、森林への資金還元と応援の輪を広げている。

従来の木材生産中心の林業に加え、森林の多様な価値を活かす「森林業」を盛り上げ、森をあきらめない地域や森と関わりたい企業に伴走。その一環として企業が自分事として森に関わる「一社一山運動」を提唱。社有林活用、ネーミングライツ、企業版ふるさと納税、J-クレジット購入、森林研修など、企業のニーズと地域の森づくりを結びつける協働を後押ししている。弊社自身も長野県木島平村でのブナ林再生に参画し、企業や村民、姉妹都市の調布市民へと植樹の輪が広がっている。また、中京テレビ放送(株)は愛知の森をメディアとして活用する「GO GO GREENプロジェクト」を展開し、番組と連動してパートナー企業や視聴者を森へ誘う仕組みづくりを進めている。顧問を務める(公財)Save Earth Foundationでは会員企業向けに森との関わり

方を考える森林アカデミーを開講し、各地で企業の森協定をコーディネート。陸前高田市の森づくり基金に既に7社が拠出し、陸前高田の森に毎年訪れる関係人口が生まれている。山形県金山町では「イヌワシ・クマタカの棲む森づくりプロジェクト」を開始し、金山町森林組合や環境省とともに、猛禽類を指標に林業と生物多様性保全を両立させ、伐採された地域材の付加価値向上に挑戦中である。

森と街をつなぐ鍵は「木のある暮らし」。NPOサウンドウッズの基礎講座を修了した木材コーディネーターとともに地域材利用を進め、森林活性化アドバイザーを務める岡崎市では市産材の利用促進や中間支援組織「(株)もりまち」による森林循環を応援している。「森の学び」として各種セミナーや企業研修の講師を務めるほか、人事院と国家公務員の森林研修も試行し、この国の未来を考えるための長期視点や自然との接点を提供している。

人口減少社会では、これまでの「個別最適」から、森を軸にサプライチェーンや流域、官民がつながる「全体最適」への転換が必要だ。「人間も自然の一部」という日本古来の自然観こそが地球の未来を救う。森を守ることは、国土や暮らしを守り、私たちの未来を守ること。森の無限の可能性を信じ、森と関わる具体的な活動を進める企業や地域をモリアゲ続けたい。

(ながの あさこ)

農中総研のホームページ <https://www.nochuri.co.jp>

農中総研のホームページからは、『農林金融』などの調査論文や『農林漁業金融統計』の最新統計データ、「農中総研 Web セミナー」などの講演資料が、いつでもご覧になれます。

また、新着通知メールにご登録いただいた方には、最新のレポート掲載の都度、その内容を電子メールでお知らせするサービスを行っておりますので、是非ご利用ください。

YouTube 公式チャンネル <https://www.youtube.com/@nochuri-channel>

農中総研 YouTube 公式チャンネルからは、当社主催のフォーラムやセミナーのアーカイブ動画のほか、農林水産業と食と地域に関する最新トピックやマクロ経済動向に関する動画を配信しますので、是非ご覧ください。

また、継続的に動画を配信していきますので、チャンネル登録もよろしくお願いたします。

上記 URL へは裏面の 2 次元バーコードからもアクセスいただけます。

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-27-11 農林中金総合研究所
FAX 03-3351-1159
Eメール hensyu@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。

農中総研のホームページ・YouTube公式チャンネルのご案内

『農林金融』などの農林中金総合研究所論文、『農林漁業金融統計』の最新統計データや「農中総研Webセミナー」などの当社動画がいつでもご覧になれます。

<ホームページ>



<YouTube>



よろしければチャンネル登録よろしく申し上げます

農中総研 調査と情報 | 2026年1月号(第112号)

編集・発行 **農林中金総合研究所**

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11

TEL 03-6362-7700

FAX 03-3351-1159

URL: <https://www.nochuri.co.jp>

E-mail: hensyu@nochuri.co.jp